

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（抜粋）

第 2 条（定義等）

- 2 「第一種指定化学物質」とは、次の①から③のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質
- ① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること
 - ② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が前号①に該当するものであること
 - ③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること
- 3 「第二種指定化学物質」とは、上記①から③のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質

（下線は、弊社にて入れました。）